

中小企業 いばらき

2021
March
No.749

3

【クローズアップ】

中小企業・小規模事業者関係「令和2年度第3次補正予算」、
「令和3年度当初予算」及び「令和3年度税制改正」の概要



写真：茨城県農機具商業協同組合

CONTENTS

- クローズアップ…………… 1
- ニュースフラッシュ…………… 6
- インフォメーション…………… 9
- ワンポイントアドバイス …… 11
- Voice組合等トップ
インタビュー …………… 13
- 業況レポート …………… 14
- 経済・労働リサーチ …… 17
- 中央会だより …………… 18

発行



茨城県中小企業団体中央会

<https://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

事業者向けカードローン

クイックジェイ QUICK J

急な事業資金が必要な時にとっても便利！

法人・
個人事業主の
皆様を応援!!

必要な時に

必要な額を

銀行
コンビニATMで都度借入
OK!

お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

常陽銀行 クイックJ



インターネットでも簡単にお申込みができます

表紙の紹介

県内の農業生産性向上、農業経営の発展を支える

茨城県農機具商業協同組合

農業の生産性向上、低コスト農業の確立と発展に貢献

当組合は、県内の農機具販売を行う事業者で構成している。農機具の需要は春と秋に集中するため、経営が不安定になる要因でもあった。そのため、昭和36年に当組合を設立し、共同事業を実施して、組合員の経営合理化、流通の安定化を図っている。

現在は、部品等の共同購買事業を主軸とし、制度資金の保証事業、常設中古農機展示場の運営、教育情報提供事業等を行っている。特にコロナ禍においては、組合員が取り組む感染防止策に対して助成等を行っている。

中古農機具の販売にも力を注ぎ、常設展示場を設置

常設中古農機展示場は、県道63号線に面しており、走行中の車内から見ても目立つように各種農機具が展示されている。組合で常設の展示場を設置しているのは、全国でも本県と熊本県のみである。

組合では、常時100台以上の展示機を確保することにより、中古農機具の流通の正常化を図るとともに、市場価格の情報収集の場として組合員にも活用されている。

需要の変化に対応し、組合員に迅速な情報を提供

昨今では農地の大型化、人手不足、高齢化が年々進行する日本の農業で、ロボット農機を必要とするニーズは着実に高まっており、スマート農業という

言葉も聞かれるようになった。

農機具販売を行う事業者は農機具を販売するだけでなく、日々進化を続ける農機具の知識習得に加えて、農家の生産性向上や経費削減等の農業経営についての情報提供を行うコンサルティング力が求められる。

川又理事長は、「農作業は安全第一。これからも農作業安全の推進を変わず続けていきたい。加えて、農業の担い手が持続的な農業経営を行うためには、農機具を販売する当組合員の活躍が必要不可欠となる。組合として、今後も、経営問題、時事問題、農業関係行政施策等の情報提供と研修会を行うとともに、組合員一同『ワンチーム』となって共同事業を推進していきたい」としている。

茨城県農機具商業協同組合

設立：昭和36年（1961年）2月
組合員数：79社
住所：〒310-0003 水戸市柳河町下坪309-2
電話：029-226-1451
常設中古農機展示場の営業時間：
午前9時～午後5時、土・日・祝日も営業
(年末年始、お盆期間は除く)

中小企業・小規模事業者関係 「令和2年度第3次補正予算」、「令和3年度当初予算」 及び「令和3年度税制改正」の概要

中小企業庁は、令和2年12月21日に中小企業・小規模事業者関係の「令和2年度第3次補正予算案・令和3年度当初予算案のポイント」と「令和3年度税制改正のポイント」を公表しました。

令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算を合わせて15カ月予算として、「事業継続や事業再構築の後押し」「事業承継・引継ぎ・再生等の支援」「生産性向上による成長促進」に取り組み、コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成長からの脱却を図ることとしています。

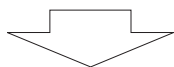
また、令和3年度税制改正では、『新たな日常』に向けた企業の経営改革を実現する投資促進「コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化」「更に加速する社会のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備」などの措置が講じられています。

なお、いずれの場合も、法案成立時には変更となる場合がありますのでご了承ください。

I 令和2年度第3次補正予算、 令和3年度当初予算の概要

1. 基本的な課題認識と対応の方向性 課題

コロナの影響により大きな打撃を受けた中小企業等の事業継続や経営転換等を支援するとともに、事業承継や生産性向上といった構造的課題に対応する必要がある



対応の方向性

- (1)事業継続や事業再構築の後押し
- (2)事業承継・引継ぎ・再生等の支援
- (3)生産性向上による成長促進

に取り組み、コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成長からの脱却を図り、加えて、

- (4)経営の下支え、事業環境の整備
 - (5)災害からの復旧・復興、事前の備え
- にも粘り強く取り組む。

【図表1】中小企業対策費の状況

中小企業 対策費	R2年度当初 (R1年度補正)	R3年度当初 (R2年度第3次補正)
	1,104億円※ (4,067億円)	1,117億円 (2兆2,834億円)

※内閣官房IT室に移管される予定のデジタルガバメント実現に係る事業のR2年度見合い分（約7億円）は控除。

2. 予算案等の内容

各マークは下記のとおりです。

- 補…令和2年度第3次補正予算
- 当…令和3年度当初予算
- 予…令和2年度予備費

(1)事業継続や事業再構築の後押し

- ①新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらを通じた規模拡大等の事業再構築に

も、中小企業等の経営改善等の取り組みを支援するための信用保証制度や日本公庫等の融資制度を創設・拡充する。

対応する主な措置

補中小企業等事業再構築促進事業【1兆1,485億円】

- 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取り組み、事業再編又はこれらを通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援。
- 事業再構築補助金を創設し、事業再構築に挑戦する中小企業（中堅企業）に対して最大6,000万円（8,000万円）を補助。
- 中堅企業への成長を目指す中小企業やグローバル展開を目指す中堅企業に対しては、上限を1億円に引き上げ成長を強力に支援。

【図表2】事業再構築促進事業の補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業 (通常枠)	100万円以上 6,000万円以下	2/3
中小企業 (卒業枠)	6,000万円超～ 1億円以下	2/3
中堅企業 (通常枠)	100万円以上 8,000万円以下	1/2 (4,000万円超は1/3)
中堅企業 (グローバル V字回復枠)	8,000万円超～ 1億円以下	1/2

<補助対象要件>

- ①申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関（注）や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。（注：認定経営革新等支援機関については3ページの「参考 事業計画の策定について」を参照。）
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

＜具体的な取り組み例＞

- ・「レストラン経営」→店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。
- ・「衣服販売業」→「衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業」に業態を転換。
- ・「航空機部品製造」→「ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業」を新規に立上げ。

中小企業等事業再構築促進事業の詳細については、経済産業省ホームページもしくは、右記二次元コードよりご確認ください。



【補】中小企業等の資金繰り支援【8,391億円】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者等が、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料の一部を補助する制度を創設。【図表3】

【図表3】

保証限度額	4,000万円
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料 (事業者負担分)	0.2% (補助前は原則0.85%)
売上減少要件	▲15%
その他	・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けていること ・今後取り組む事項（アクションプラン）を作成すること ・金融機関が継続的な伴走支援をすること

- ②中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行するために必要な資金を保証付融資で支援する「経営改善サポート保証」の据置期間を5年に延長した上で、保証料の一部を補助をする制度に拡充。【図表4】

【図表4】

保証限度額	2.8億円
保証期間	15年以内 (一括返済の場合1年以内)
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料	0.2% (補助前は原則0.8%～1.0%)
その他	中小企業再生支援協議会や経営改善サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること

(2)事業承継・引継ぎ・再生等の支援

- ①経営者の高齢化が進む中、事業承継は喫緊の課題。事業承継・引継ぎを総合的に支援する体制を整備し、プッシュ型の支援に転換。
- ②事業承継・引継ぎを契機とした経営革新に挑戦する中小企業を後押しするため、事業承継・引継ぎ補助金を措置し、承継等を機縁とした成長促進を強力に支援。
- ③コロナ危機により中小企業再生支援協議会に対する相談が急増、中小企業等の再生計画策定の要望に十分に応じられるよう体制を拡充する。

対応する主な措置

【補】事業承継総合支援事業

【補56.6億円の内数、当95.0億円の内数】

- 事業引継ぎ支援センターを「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組し、事業承継に関する総合的な支援を実施。

【補】事業承継・世代交代集中支援事業

【補56.6億円の内数、当16.2億円】

- M&A時の専門家活用費用や事業承継・事業引継ぎを契機とした設備投資等を補助する事業承継・引継ぎ補助金を措置。

【補】中小企業再生支援事業

【補30.0億円、当95.0億円の内数】

- 中小企業再生支援協議会によるコロナ危機の影響を受けた中小企業等の再生計画の策定支援等。

(3)生産性向上による成長促進

- ①中小企業等が感染拡大を抑えながらポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換等を実現し、生産性向上を図るための支援を継続的に実施する。
- ②研究開発等を支援し、技術力に秀でた中小企業のビジネス展開を促進するとともに、今後の海外展開で重要となる越境EC等を活用し、時代に合った海外進出を支援。
- ③デジタルを活用した地域企業・産業の競争力強化と、若者を中心とした人材の地方移動支援等を実施。
- ④政府の中小企業向け支援サイトであるミラサplusの拡充等も実施。

対応する主な措置

【補】中小企業生産性革命推進事業【2,300億円】

※令和元年度補正でも3,600億円を措置。

- 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら生産性の向上を図る企業を応援。
- 感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援するため、「特別枠」を新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」に改編。

【図表5】低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容

補助金の種類	補助上限・補助率	
	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2 (小規模2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・ 2/3	100万円(※)・3/4 ※感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・ 1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

現行の「中小企業生産性革命推進事業（特別枠）」については、中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイトもしくは右記二次元コードよりご確認ください。



④戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サボイン事業）【109.0億円】

- ものづくり基盤技術に関する研究開発支援（3年間最大9,750万円）。

④JAPANブランド育成支援等事業【8.0億円】

- 中小企業による越境ECやクラウドファンディングを活用した海外展開や、コロナ危機を契機とした新事業展開を図る取組を支援。

④地域未来デジタル・人材投資促進事業【11.7億円】

- 地域未来牽引企業等を中心とした地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域における高生産性・高付加価値企業の強化・創出を行うとともに、若者人材の地域企業への移動を支援。

(4)経営の下支え、事業環境の整備

対応する主な措置

④④中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援【④9.8億円、④40.9億円】

④小規模事業者対策推進等事業【53.2億円】

④GoTo商店街事業【30.0億円】

④地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【5.5億円】

④中小企業取引対策事業【9.8億円】

(5)災害からの復旧・復興、事前の備え

対応する主な措置

④④なりわい再建支援事業

【④275.7億円、④30.0億円】

④なりわい再建資金利子補給事業【0.5億円】

④④被災小規模事業者再建事業

【④113.5億円、④11.4億円】

④中小企業強靱化対策事業

【中小機構運営費交付金177.3億円の内数】

- 中小企業の自然災害等への事前対策を促進するため、「強靱化支援人材」を機構の地域本部に配置し、相談体制を整備。

参考 事業計画の策定について

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定してください。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

認定経営革新等支援機関とは

- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。茨城県中小企業団体中央会も認定経営革新等支援機関ですので、お気軽にご相談ください。
- なお、認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページ、もしくは、右記二次元コードよりご確認ください。



II 令和3年度税制改正の概要

ここでは、令和3年度の中小企業・小規模事業者関係の税制改正のポイントとして挙げられている「コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化」について紹介します。

1. 経営資源の集約化に資する税制の創設

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、(1)設備投資減税(2)雇用確保を促す税制(3)準備金の積立を認める措置を創設する。

(1)M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の10%を税額控除、又は全額即時償却。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

〈具体的な取り組み例〉

- 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

(2)雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、給与等支給総額の増加額の25%を税額控除。(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

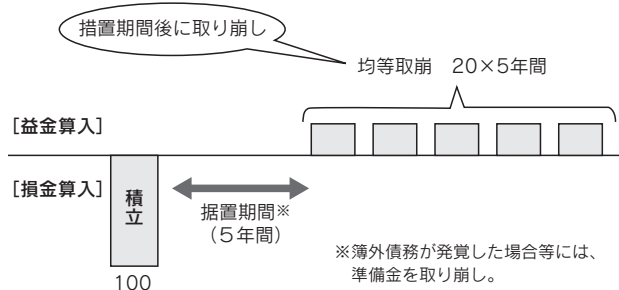
〈具体的な取り組み例〉

- 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

(3) 準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。M&A実施時に、投資額の70%以下の金額を損金算入。

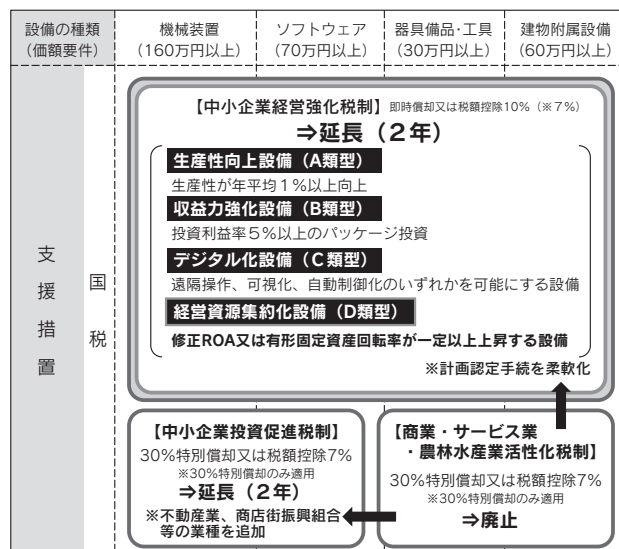
【図表6】準備金の措置



2. 中小企業設備投資税制の延長等（所得税・法人税・事業税・法人住民税）

- 「中小企業経営強化税制」について、適用期限を2年間延長する。また、本税制の利便性を向上させるため、適用の前提となる計画認定手続を柔軟化する。
- 「中小企業投資促進税制」に「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」も取り込む形で（不動産業、商店街振興組合等に移管）制度を一本化した上で、適用期限を2年間延長する。

【図表7】中小企業設備投資税制の改正概要
（適用期限：令和4年度末まで）



※部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

(1) 中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資について、即時償却又は税額控除（10%）※のいずれかの適用を認める措置。（※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%）
- M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で、適用期限を2年間延長する。

【図表8】中小企業経営強化税制の改正概要
（適用期限：令和4年度末まで）

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	・機械装置（160万円以上／10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ・器具備品（30万円以上／6年以内） ・建物附属設備（60万円以上／14年以内） ・ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上／5年以内）	・機械装置（160万円以上） ・工具（30万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・建物附属設備（60万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上）	
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

※経営資源集約化設備（D類型）【要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備】を新たな類型として追加

(2) 中小企業投資促進税制の延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）※のいずれかの適用を認める措置。（※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。）
- 対象となる業種として、不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加した上で、適用期限を2年間延長する。

(3) 地域未来投資促進税制の拡充・延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 新型コロナウイルス感染症の影響からの地域経済の回復を図るためにも、引き続き地域経済を牽引する事業に対する支援が必要。このため、適用期限を2年間延長する。
- より投資効果の高い事業創出を促すため課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域の経済活動が停止するリスクを回避するため地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援。

【図表9】中小企業投資促進税制の改正概要
(適用期限：令和4年度末まで)

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】 ・ 測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	(個人事業主・資本金3,000万円以下の中小企業) 30%特別償却又は7%税額控除 (資本金3,000万円超の中小企業) 30%特別償却

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

【図表10】課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
機械装置・器具備品のうち 上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

(4)中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長（所得税・法人税）

- 近年、全国各地で頻発する自然災害、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中、中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要。
- 中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長する。

3. 中小企業者等の法人税の軽減税率の延長（法人税・法人住民税）

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。
- 租税特別措置において、更に15%まで軽減されているが、適用期限を2年間延長する。

【図表11】法人税率の軽減税率の延長※

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

※【本則：期限の定めなし】

【租税特別措置法：適用期限令和4年度末まで】

4. 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長（所得税・法人税・法人住民税）

- 従来の控除上限上乗せ措置を延長するとともに、コロナの影響により売上が2%減少しながらも研究開発を拡大する場合には、更に5%の控除上限を上乗せ。
- 控除率の上乗せについては、増減試験研究費割合が8%超の場合から9.4%超の場合に見直すとともに傾きを大きくすることで、積極的な研究開発を促進。

5. 所得拡大促進税制の見直し・延長（所得税・法人税・法人住民税）

- 経済の好循環・持続的な成長には、所得の増加を通じた内需拡大が重要。他方、新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中では、雇用を守り、個人消費の原資となる所得の下支えが必要。
- このため、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるよう、適用要件を一部見直し・簡素化したうえで、適用期限を2年間延長する。

6. 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置(固定資産税・都市計画法)【国土交通省主管】

- 土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置。